

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
従業者の員数	単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっていること。	● 生活相談員が、有給休暇や急に欠勤した場合でも、他の従業者が生活相談員として勤務できる体制を整えておく必要があります。 ● 短時間勤務等のためサービス提供時間よりも勤務延時間数が短くなった場合は、配置要件を満たしていないこととなります。 生活相談員の員数にかかわらず、サービス提供日ごと、サービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数の配置が必要です。
管理者	事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	● 管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事しなければなりません。 ただし、次のような場合であって、管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 □ 当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者としての職務に従事する場合 □ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者または従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者または従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ● 次のような場合に管理業務に支障があると考えられます。 □ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合 □ 併設される入所施設において入居者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合 □ 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに事業所に駆け付けられない体制となっている場合 ● 管理者として利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時・適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないよう、勤務体制を見直す必要があります。
設備及び備品等	専用区画について、実態に即した平面図を作成の上、当市へ変更届を提出すること。	● 設備の用途を変更する場合は、当市に平面図の変更届を提出しなければなりません。 ● 当市ではトイレ、浴室及び脱衣室内にナースコールを設置するよう助言しています。加えて、トイレについては、転倒時にも押すことができるよう手元と足元、2か所に設置するしてください。なお、ひも付きのタイプの場合は、足元でも使用できるようにしてあればこの限りではありません。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
勤務体制の確保等	事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくこと。	● 事業所ごとに、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしなければなりません。
内容及び手続の説明及び同意 (重要事項説明書)	重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を適切に記載すること。	● 重要事項説明書には、重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等を記載しましょう。 ● 運営規程の概要等の重要事項については、事業所等での掲示に代えて、ウェブサイトへの掲載や、利用者やその家族がいつでも自由に閲覧できるようファイルを備え置く等の方法でもかまいません。
認知症対応型通所介護計画の作成	認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。	● すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。 ● 計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しましょう。
	事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成すること。	● 計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成する必要があります。 ● 計画には、機能訓練等の目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載する必要があります。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
緊急時等の対応	従業者は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じること。	● 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。
業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。	● 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービス提供を受けられるよう、方針、体制、手順等を示した計画のことを業務継続計画といいます。通常の業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要です。
	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。	<研修> ● 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行いましょう。 ● 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育及び新規採用時には研修を実施するとともに、研修の実施内容についても記録しましょう。 ● 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。
		<訓練> ● 訓練(シミュレーション)においては、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施しましょう。 ● 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

運営指導における指導事項

項目	主な指導内容	改善のポイント
衛生管理等	従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	● 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施しましょう。 ● 実態に即した感染症対策マニュアルやフロー図を整備し、従業者に周知しておく必要があります。
地域との連携等	運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すること。	● 運営推進会議で受けた報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければなりません。 ● 運営推進会議の記録は、長寿社会政策課に提出してください。
虐待の防止	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。	● 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成しましょう。 ● 事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等、虐待防止検討委員会で得た結果について、従業者に周知徹底を図る必要があります。
所要時間による区分の取扱い	現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うための標準的な時間で算定すること。	● 後出【「所要時間による区分の取扱い」のポイント】参照
個別機能訓練加算	利用者ごとに個別機能訓練計画を作成すること。	● 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行わなければなりません。 ● 個別機能訓練計画と認知症対応型通所介護計画を一体で作成している場合は、居宅サービス計画に沿って認知症対応型通所介護計画に記載するべき具体的なサービスの内容等も記載しましょう。

「所要時間による区分の取扱い」のポイント



通所系サービスの所要時間について、間違った算定例をご紹介します。
不適切な運用とならないよう、ご注意ください。

凡例：よくある間違い例→



通所リハ→① 通所介護、認知症対応型通所介護→⑦

通所介護計画等→サービスごとに読み替えてください

①
⑦

★ 計画に位置付けられた時間ではなく現に要した時間で算定している

☞ 所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画等に位置付けられた内容のサービスを行うための標準的な時間によることとされています。

例えば、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合などは、サービスが提供されているとは認められません。通所介護計画等に位置付けられている所要時間に基づき、所定単位数を算定してください（計画外の提供については、別途預かりサービスとして利用者から利用料を徴収しサービス提供することも可能）。

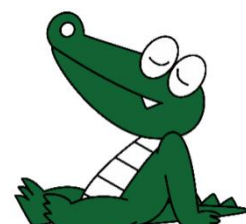
また、通所介護計画等に位置付けられたサービス提供時間と、実際の提供時間が異なるケースが続く場合は、通所介護計画等の見直しを実施してください。

①
⑦

★ 曜日によって提供時間が異なるが、計画に位置付けられていない

☞ 1 週間のうちに、曜日によってサービス提供時間が異なる場合は、曜日ごとに通所介護計画等を作成する必要があります。

例えば、通院や理美容によって定期・不定期を問わずあらかじめサービス提供時間が異なることが予見される場合は、それぞれの日についても通所介護計画等を作成し、その計画に基づいた算定を行ってください。



次ページに続く

①
⑦

★ 急遽短時間で利用を中止したが、計画に位置付けられた時間で算定している

☞ 利用中に発熱が発覚し利用を中止した場合等、大きく短縮した場合には、通所介護計画等を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定しなければなりません。

当日の利用者の心身の状況から、実際の指定通所介護等の提供が通所介護計画等上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には、通所介護計画等上の単位数を算定して差し支えありません。また、通所介護計画等上の所要時間未満の利用であっても、計画に位置付けられた全プログラムを完了している場合には、標準的な所要時間に基づき算定することが可能です。

①
⑦

★ 理美容サービスに要した時間を記録していない

☞ 利用者が理美容サービスを受けた場合は、その要した時間を記録する必要があります。また、予定されている理美容については、通所介護計画等に位置付け、理美容サービスを受けた時間を除いて算定する必要があります。

⑦

★ 基準に適合しない利用者を所要時間 2 時間以上 3 時間未満で算定している

☞ 2 時間以上 3 時間未満の単位数を算定できる利用者は、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者とされています。

当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所介護計画等上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所介護計画等を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えありません。

(「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 26」参照)

①
⑦

★ ごく短時間の延長サービスで延長加算を算定している

☞ 延長加算について、ごく短時間の延長サービスを算定対象とすることは、当該加算の趣旨を踏まえれば不適切な算定となります。

(「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) (平成 24 年 3 月 16 日) 問 61」参照)